

平塚市市民活動推進補助金

平成31年度補助 組織基盤整備コース 応募の手引



● 問合せ先

この補助金についてのご質問や、申請書の記入などのご質問、ご相談は、協働推進課市民協働担当（ひらつか市民活動センター）がお答えします。お気軽にお問い合わせください。

平塚市 市民部 協働推進課 市民協働担当（ひらつか市民活動センター）

〒254-0811 平塚市八重咲町3-3 JAビルかながわ2階

電話 21-7534

— 目次 —

● 組織基盤整備コースとは	3
● 対象団体	3
● 対象活動・事業	3
● 対象となる活動期間	3
● 組織基盤とは	4
● 市民活動団体の組織基盤課題例と解決策例	5
● 補助対象となる経費の例	6
● 補助額	7
● 応募の手続き	7
● 選考方法	9
● 審査基準	9
● 補助の決定と給付	10
● 事業の変更・中止	10
● 活動報告	10
● 補助金の返還	10
● 消費税に係る仕入控除額の報告	10
● 平成31年平塚市市民活動推進補助金 手続きの流れ	11
● 平塚市市民活動推進補助金審査会	12
● 平塚市協働のまちづくり基金への寄附を募集しています!	12

平塚市市民活動推進補助金は、平塚市協働のまちづくり基金を財源に市民活動を資金面で支援する制度です。

市民活動とは「市民が互いに協力し、社会のさまざまな課題に向かって自発的、自律的に行う、営利を目的としない公益性のある活動」です。(平塚市市民活動推進条例)

より多くの市民活動が活発に展開され、平塚市を魅力と活力のあるまちにしていくため、補助金の交付によって市民活動を支援します。ご応募お待ちしております。

● 組織基盤整備コースとは

市民活動団体が地域課題解決に向けた活動を継続発展させていくことができるよう、人材育成・自主財源確保・情報発信強化などの組織課題を解決し、組織基盤を整備する事業に助成をするコースです。

● 対象団体

活動の拠点が平塚市にあり、組織基盤の整備により活動を発展させたい団体のうち、次のいずれも満たす市民活動団体が対象です。

- 1 公益的な活動を行うことを目的とした団体であること（ただし、宗教や政治、選挙活動を主たる目的とする団体は除く）。
- 2 営利を目的としない団体であること。
- 3 活動拠点が平塚市にあること。
 - ※ 市内に主たる活動拠点を置くか、又はその活動が市内を中心に行われていること。
 - ※ 全国組織の団体は対象外とする。ただし、その全国組織の団体を母体として市内在住の者を中心に改めて組織し直された団体、あるいは平塚市に主たる事務所がある団体は対象とする。
- 4 市民活動団体としての組織形態を有していること。
 - (1) 主として個人としての市民により組織された団体であること（ただし、市民活動団体により構成された団体については可）。
 - (2) 5人以上の会員がいること。その内3人以上は平塚市民であること。
 - ※ 平塚市民とは、平塚市に在住、あるいは在勤、在学している者をいう。
 - (3) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること。
 - (4) 広く市民に開かれた団体であること。
- 5
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
 - (2) 代表者又は役員のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者がいないこと。

● 対象事業

目的（ミッション）達成のために、団体が抱える組織課題の解決を図り、組織基盤を整備するための事業。

● 対象となる活動期間

2019（平成31）年4月1日～2020年3月31日の間に実施される事業が対象です。

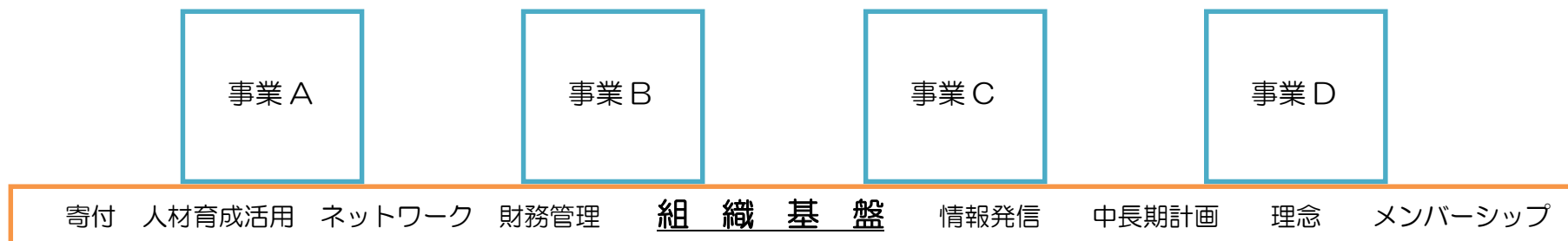
- ※ 今年度限りの活動や事業だけでなく、継続的に行う活動・事業も助成の対象です。
ただし、補助金は今年度分の経費に対してのみ交付します。

● **組織基盤とは**

組織基盤とは、建物の基礎のように活動を継続・発展させていくうえで必要となる組織の基盤で、資源（資金、人材、情報等）、ノウハウ、信頼性などのことです。

これらが整備されることで、より活動が活性化・安定化し、地域課題解決力を高めることができます。

【組織基盤のイメージ】



【組織基盤と事業（活動）基盤との違い】

（事業基盤）⇒1つの事業にのみ効果がある

- | | | | |
|--|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・参加費徴収 ・助成金獲得 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア募集 ・有給雇用 | <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ配布 ・口コミ | <ul style="list-style-type: none"> ・行政の後援、共催 ・企業の協賛 |
|--|--|--|---|

資金調達

- ・寄付獲得計画策定実行
- ・収益事業の開発

人材

- ・人材育成研修
- ・ボランティアマネジメント
- ・メンバーシップ開発

情報発信

- ・HPの開設、改善
- ・団体パンフレット作成
- ・広報協力先リスト作成

信頼性

- ・活動報告、会計報告
- ・活動理念の発信
- ・法人格の取得

（組織基盤）⇒団体全体（全ての事業）に効果がある

● 市民活動団体の組織基盤課題例と解決策例

市民活動団体の組織基盤の課題には様々なものがあります、またその解決方法も課題や団体の状況により異なります。ここでは、その一例として課題と解決策を示します。

(課題)「人材活用育成」

人材の活用ができていない、団体内の役割が偏っている。

- (解決) ①人材育成の内部研修の実施(外部講師謝金)
②専門資格や知識の習得(外部研修参加費)
③団体内の役割分担の見直し、人材活用(コンサル費)

※H29年度助成事業事例
「情報発信強化のための、Webライター養成講座(内部研修)の実施」

(課題)「情報発信不足」

団体が知られていないために、会員が増えない、寄付が増えない、事業への参加者(顧客)が増えず、「人材不足」「資金不足」「事業の停滞」に繋がっている。

- (解決) ①誰もが見やすいホームページの開発(委託費)
②団体パンフレットの作成(デザイン委託費、印刷費、郵送費)
③情報発信担当者の人材育成(HP作成等の外部研修費)

※H29年度助成事業事例
「情報発信強化、会員募集のための、HP作成、パンフレット作成」

(課題)「財源不足」

自主財源が少なく、活動を発展させられない。

- (解決) ①資金調達人材(ファンドレイザー)の育成(外部研修費)
②寄附会費増を目指した情報発信(HP委託費、パンフ印刷費等)
③事業収入確保に向けた事業プランニング(コンサル費)

※H29年度助成事業事例
「利用料収入増加のための、施設の改修(壁紙、畳張替え)」

(課題)「信頼不足」

活動理念や活動実績、会計情報などの情報公開・発信が進んでいないため、活動が認知されず、市民からの信頼が不足している。

- (解決) ①適切な会計報告・活動報告(会計ソフト費、外部研修費)
②団体パンフレットの作成(デザイン委託費、印刷費、郵送費)
③ホームページの開発(委託費、外部研修費)

(課題)「活動停滞」

活動が停滞し、本来解決すべき地域課題の解決に結びつかない。活動がマンネリ化している。

- (解決) ①中長期的事業目標、事業計画策定(内部研修講師謝金、コンサル費)
②団体内のミッション共有と役割分担(内部研修講師謝金、コンサル費)

※H30年度助成事業事例
「中長期のビジョン策定のための、外部コンサルティング活用」

● 補助対象となる経費の例

平塚市市民活動推進補助金組織基盤整備コースは、補助対象となる組織基盤整備事業に対して補助を行うものです。

恒常的な事務的経費や組織基盤の整備につながらない事業は補助対象となりません。

支出の内訳について、実際に必要な金額を算出し、積算する必要があります。積算根拠を詳しく記入してください。

【補助対象となる事業と費用】

□ 補助対象となる事業

人材獲得・育成（募集、スキルアップ等）、情報発信強化、自主財源獲得、信頼性獲得、事務局機能強化、ネットワーク連携強化、中長期計画・ビジョンの策定、その他基盤整備のための事業

■ 上記にかかる費用として補助対象となる費用

研修費、外部講師謝金、消耗品費（書籍、パソコンソフト、紙類等）、委託費（コンサルティング、ホームページ作成、専門家相談、パンフレット・ロゴデザイン等）、印刷製本費、郵送費、広告費、旅費交通費、会場使用料、備品購入費、その他組織基盤整備に必要な経費

【補助対象とならない事業と費用】

□ 補助対象とならない事業

イベントや個別の事業・活動など組織基盤整備を目的としない事業
組織基盤の課題解決につながらない事業

■ 補助対象とならない費用

- ・ 個別のイベントや事業、活動にのみかかる費用
（例）個別事業の実施にかかるチラシ印刷費、広告費、講師謝金、消耗品費、備品購入費等

※個別事業への補助は【入門コース】【発展コース】へ申請してください。

- ・ 継続的にかかる費用を一時的に補てんする費用
（例）事務所活動拠点等の賃借料、保険料、光熱水費、プロバイダ料金、ホームページサーバーレンタル費、組織内部の人件費等

※継続経費の一時的な補てんは根本的な課題解決にならないため、自主財源の獲得（資金調達の課題解決）などを検討してください

※ 支出に関する領収書等は必ず保管しておいてください。

※ 5万円以上の備品や器具を購入する際は、申請時にご相談ください。

※ 取得金額5万円以上の財産については、事業終了後5年間の財産処分の制限があります。

※ 補助金により購入した備品や、チラシ・パンフレット・報告書等の印刷物には、「平塚市市民活動推進補助金」からの補助対象である旨を表示していただきます。

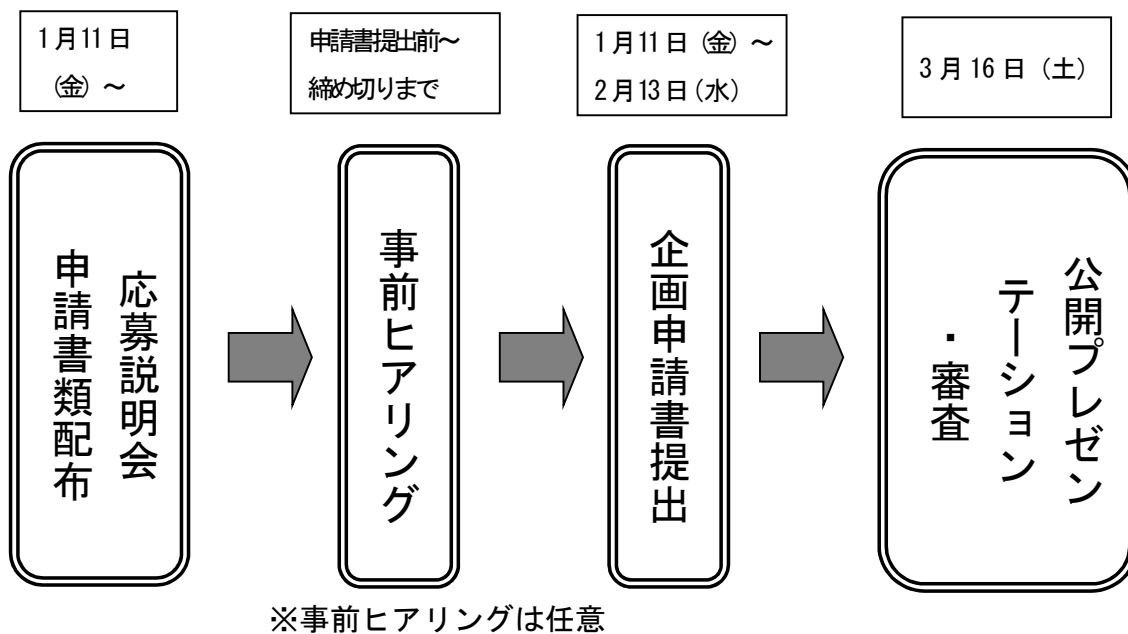
● 補助額

補助額は1団体上限20万円で、合計100万円を上限として予定しています

- ・ 地域課題解決にむけて活動を発展させるために、組織基盤の整備を行う事業に取り組む団体を対象とします。
- ・ 1団体への補助額は20万円以内となります。申請は1万円単位で必要額を申請してください。
- ・ 1団体につき2回まで、助成を受けることができます。
※公益信託ひらつか市民活動ファンドの組織基盤整備コースの助成回数を含む
- ・ 発展コースで制限回数（3回）まで助成を受けた団体も対象となります。

● 応募の手続き

(1) 申請・審査のスケジュール



(2) 企画申請書・組織基盤診断フローの配布

次の場所で配布します。

配布場所	電話	住所
ひらつか市民活動センター	21-7517	平塚市八重咲町3-3 JAビルかながわ2階
協働推進課（市民協働担当）	21-7534	
市役所 協働推進課（地域自治推進担当）	21-9618	平塚市浅間町9-1

また、平塚市のホームページでもダウンロードができます。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyodo/page37_00016.html

(3) 事前ヒアリング (任意)

組織基盤整備コースへの補助を申請する場合は、組織課題の設定及び解決策の選定についての確認・助言を行う「事前ヒアリング」を受けることができます。

「組織基盤診断フロー (事前ヒアリング)」に必要事項を記入のうえ、平塚市協働推進課 (市民活動センター内) へお申し込みください。(要予約)

【事前ヒアリング】 平日の午前9時から午後5時まで (30～60分程度を要します)

※上記時間内にお越しいただけない場合は、ご相談ください。

【実施場所】 平塚市協働推進課市民協働担当 (市民活動センター内)

(4) 企画申請書の提出

平成31年1月11日 (金) から申請書の受付を開始します。企画申請書は、平成31年2月13日 (水) 午後5時までに、協働推進課市民協働担当 (ひらつか市民活動センター) へ下記の受付時間内に直接持参ください (事前連絡をしてください)。その際に、企画申請書の内容をお聞きすることがありますので、申請内容を説明できる方がお越しください。

【受付時間】 平日の午前9時から午後5時まで (土、日、祝日は除く)

※上記時間内にお越しいただけない場合は、ご相談ください。

【提出書類】 ① 平塚市市民活動推進補助金事業企画申請書 (第1号様式)

② 平塚市市民活動推進補助金事業企画書 (第2号様式)

③ 組織基盤診断フロー (指定様式)

④ 団体の会則・定款・規約等

⑤ 団体の収支関係書類 (直近の決算書、及び、予算書)

※①、②、③の様式は平塚市のホームページでダウンロードできます。

④、⑤については申請団体で作成してください。

※②事業企画書は公開します。(ただし、住所は町名まで公開、番地等は非公開。)

《企画申請書・事業企画書の作成にあたっての注意事項》

①指定の申請書 (様式) をお使いください。

②手書きで記入する場合は、黒色のボールペン等をお使いください。

・黒色のボールペン等を使用し、楷書で明瞭に、読みやすく記入してください。

・難しい文字や単語には、ふりがなをつけてください。

③ダウンロードした申請書 (マイクロソフト・ワード) を使って、パソコンで内容を作成する場合は、申請書の原型が崩れないようにご注意ください。指定の申請書と違う様式 (ページ数・レイアウトなど) で作成された申請書については、審査の支障となりますので、受け付けられません。

・明朝体またはこれに類する書体を使用してください。

・文字の大きさ (フォントサイズ) は、10ポイント (約3.5mm) 以上で作成してください。

・用紙はすべてA4サイズで白色系の普通紙とし、黒の単色で印刷してください。

④特に指示がない場合には、提出書類に指定されているもの以外の資料を添付しないでください。「別紙参照」などと記入して、資料等を添付することは禁止します。

● 選考方法

申請書（書類審査）および公開でのプレゼンテーションにより選考します。審査は非公開で実施します。

※ 補助額は、審査の結果減額されることがあります。

※ 応募多数の場合は、書類選考により公開プレゼンテーションに参加できる団体を絞り込みます。

公開プレゼンテーション

実施日：平成31年3月16日（土）

- ・ 公開の場で、それぞれの申請事業をプレゼンテーションしていただきます。
- ・ プレゼンテーションは、発表用の模造紙又はプロジェクタを使ってプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・ 発表時間は準備から片づけを含めて5分以内です。
- ・ 会場は、ひらつか市民活動センター会議室で開催します。
- ・ 申請書を提出しても、公開プレゼンテーションに参加しなければ、選考の対象とはなりません。
- ・ 審査結果は、後日通知いたします。

● 審査基準

申請された活動や事業は、以下の基準で平塚市市民活動推進補助金審査会が審査します。

◇団体の活動が地域のニーズをとらえており、多くの市民の利益につながるか。〈公益性〉

◇団体の課題を認識し、課題解決に向けた将来的なビジョンを有しているか。

〈組織基盤整備の必要性〉

◇組織基盤整備のスケジュール、予算、実施体制が無理のない適切なものであるか。〈実現性〉

◇組織基盤整備の方法が課題の解決につながると考えられるか。〈有効性〉

◇組織基盤整備を行うことで、団体がより発展すると見込めるか。〈発展性〉

なお、審査委員に直接利害関係のある申請があった場合、当該審査委員はその審査に加わらないこととします。

● 補助の決定と交付

平塚市市民活動推進補助金審査会は、審査結果に基づき、補助を受けるにふさわしい団体を平塚市に答申します。この答申を受けて、平塚市は補助を受ける団体を内定します。補助内定団体は4月1日以降に平塚市市民活動推進補助金交付申請書（第3号様式）により、補助申請し、市が交付決定します。交付決定後、補助金を請求していただき、概ね1か月以内に補助金を交付します。

※補助金の交付については、市議会定例会での予算案の可決後に決定します。

● 事業の変更・中止

補助金の交付を受けた団体が、交付対象である活動・事業を変更する場合、または、交付対象である活動・事業を中止したり、縮小する場合は、平塚市市民活動推進補助金事業変更・中止・廃止承認申請書（第6号様式）により、市へ申請してください。なお、変更等により、交付した補助金（又はその一部）を返還していただくことがあります。補助対象である活動・事業について、変更、中止、縮小することがありましたら、協働推進課市民協働担当へご連絡ください。

● 活動報告

補助金の交付を受けた団体には、対象となる活動・事業についての報告をしていただきます。報告は、以下の3つがあります。

(1) 中間ヒアリング 11月9日（土）午後予定

「事業の進捗状況」「事業の変更点の有無」「事業実施する上で困ったことや相談」などを行う場を設けます。報告会の前には、中間ヒアリングシートをご提出いただきます。

(2) 実績報告書の提出

2020年3月31日までに、実績報告書（第9号様式）を提出してください。

(3) 活動報告会での発表

2020年4月に開催される報告会で、活動・事業の成果について発表していただきます。

● 補助金の返還

実績報告書に基づき、補助金額を確定します。確定した補助金額が、既に交付した補助金額より少ない場合は、その差額を返還していただきます。

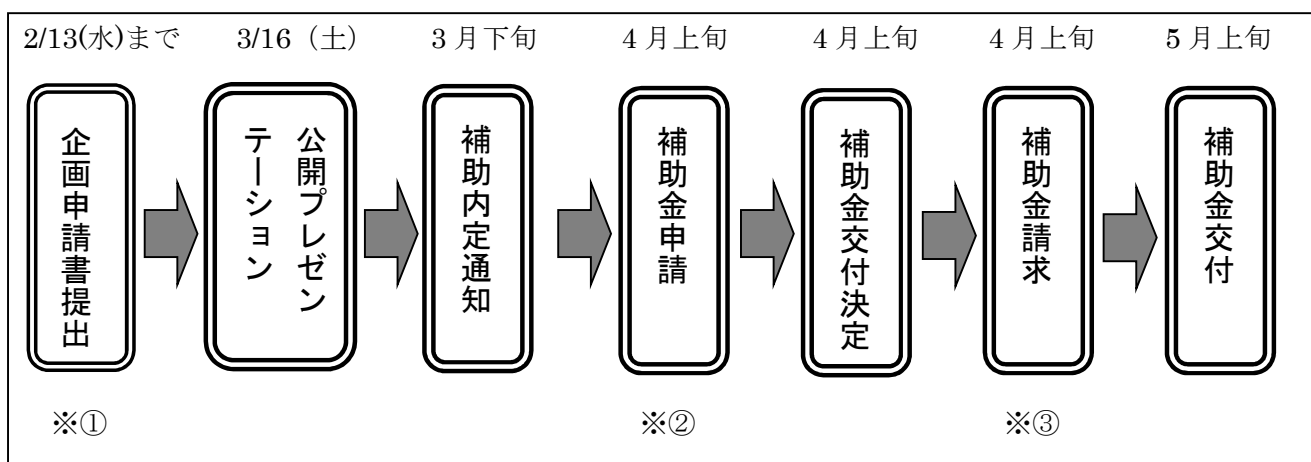
● 消費税に係る仕入控除額の報告

実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（第13号様式）により、市へ速やかに報告してください。当該消費税及び地方消費税仕入控除額の全部又は一部を返還していただきます。

※消費税の申告が無い団体もその旨報告が必要です。

● 平成31年度 平塚市市民活動推進補助金 手続きの流れ

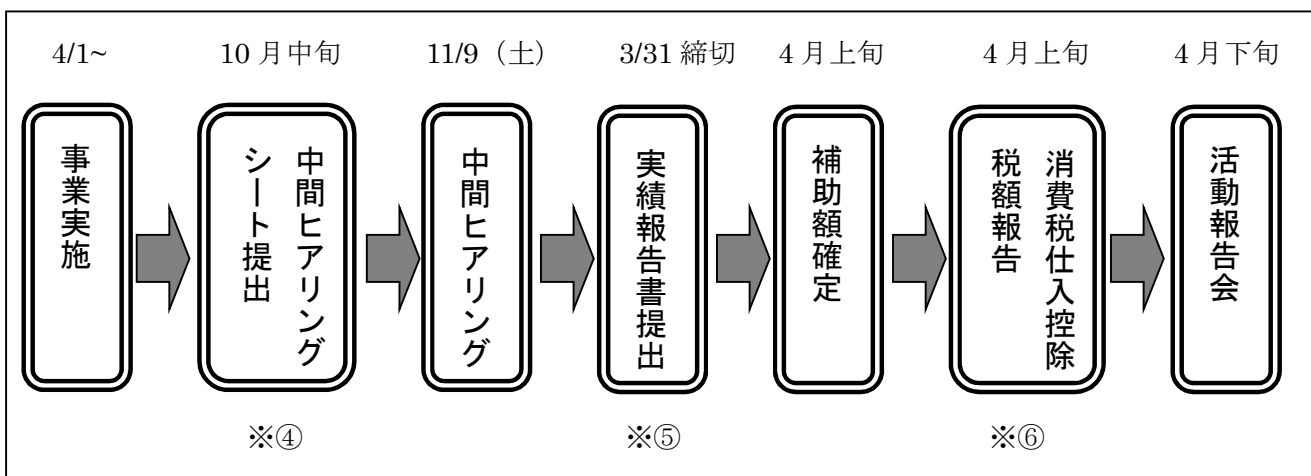
【申請から補助金交付まで】



【提出書類】

- ※① 企画申請書（第1号様式）、事業企画書（第2号様式）、組織基盤診断フロー、会則等、収支関係書類
- ※② 交付申請書（第3号様式）、収支予算書（第4号様式）
- ※③ 請求書（別途市の指定する様式）

【事業実施から活動報告会まで】



【提出書類】

- ※④ 中間ヒアリングシート（別途市の指定する様式）
- ※⑤ 実績報告書（第9号様式）、事業報告書（第10号様式）、領収書写し
- ※⑥ 消費税仕入控除額報告書（第13号様式）

各様式は市ホームページからダウンロードできます。

● 平塚市市民活動推進補助金審査会

平塚市市民活動推進補助金審査会は、市民活動や地域活動に関し、専門的知識又は学識経験を有する者から構成されています。補助金の交付の対象・補助額の審査選考を行います。

委員	藤巻 裕之	東海大学 政治経済学部 政治学科 准教授
委員	東樹 康雅	認定 NPO 法人藤沢市民活動推進機構 育成支援マネージャー
委員	藤井 京子	一般社団法人 ソーシャルコーディネートかながわ 理事 准認定ファンドレイザー
委員	寺山 泰郎	平塚の在宅ケアを考える会
委員	佐藤 由美子	ほん和かママ 代表
委員	横田 裕	フェニックスサービス(株) 代表取締役
委員	加藤 茂	平塚市自治会連絡協議会 幹事 豊田地区自治会連絡協議会 会長

● 平塚市協働のまちづくり基金への寄附を募集しています！

当補助金は、平塚市協働のまちづくり基金を財源としています。平塚市協働のまちづくり基金は皆様からの寄附により支えられています。みなさまの温かい御寄附をお願いいたします。

◇寄附の方法

銀行振り込み、直接持込み等さまざまな方法があります。協働推進課に御連絡ください。また、ひらつか市民活動センター窓口では古本と寄附金が引換えになる「たすけ愛古本市」も開催中です。

◇税金の控除

ふるさと納税の制度を使って、平塚市へ寄附をしていただくと、多い方で寄附金の9割以上の金額の税金が控除となります。(詳しくはお問い合わせください。)

◇たすけ愛自動販売機（社会貢献型自動販売機）◇

飲み物を買うと、その売り上げの一部（例：販売機提供者や設置者などから、1本につき1～3円）がファンドへの寄附となる自動販売機です。設置してくださる方を募集しています。

設置協力企業の紹介：市川商事株式会社 様／横浜銀行平塚支店 様／浜岳産業株式会社 様／
平塚市民病院売店組合 様／湘南倉庫運送株式会社 平塚営業所 様